

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

当社は、直接の取引先を通じてその先の取引先（「Tier N」から「Tier N+1」）にも働きかけ、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。また、既存の取引関係や企業規模、系列等を超えた新たな連携を積極的に推進し、取引先との共存共栄の構築を目指します。

災害時などの事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

オープンイノベーションやM&A、事業承継支援等を通じて、事業者間の連携強化を図ります。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援など、取引先のDX推進を支援します。

c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断、生産工程の効率化等を通じて、サステナブルな事業運営を推進します。

d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

健康経営ノウハウの提供や健康増進施策の共同実施を行い、従業員と取引先の健康増進に努めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

当社は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある場合には、取引の適正化を図ります。

#### ① 価格決定方法

- ・不合理な原価低減要請は行いません。
- ・取引対価の決定にあたっては、少なくとも年1回以上の協議を行い、取引先の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう十分に協議して決定します。
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

- ・原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。
- ・契約条件は書面等で明示・交付します

## ② 手形などの支払条件

- ・下請代金は可能な限り現金で支払います。
- ・手形等で支払う場合は、割引料等を取引先の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とします。

## ③ 知的財産・ノウハウ

- ・「知的財産取引に関するガイドライン」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示・知的財産権の無償譲渡などは求めません<sup>12</sup>。

## ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。
- ・災害時等においては、一方的な負担を押し付けず、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・取引先満足度調査の実施や、事業活動を通じた成果配分の公平化に努めます。
- ・DX 推進、現金払いや電子記録債権への移行など、取引の透明性・効率性向上に取り組みます。

2025 年 6 月 30 日

加納経営事務所株式会社

企 業 名

代表取締役 加納 武士

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。